

第25回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年4月28日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員
4番 福西 範委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員

(以上 17名)

4. 欠席委員 5番 田井 克廣委員 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員

(以上 3名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 大西 俊二 事務局補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏

主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本恵美

(以上 6名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 20番 稲場 洋二委員
21番 成田 英俊委員

会期決定について 平成29年4月28日(1日)

会務概要報告

報告第73号 現況証明願について(市街化区域)

報告第74号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第75号 農業経営証明願について

議案第101号 現況証明願について

議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第103号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

協議事項 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。
それでは、ただいまより第25回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。議事録署名人に20番、稲場洋二委員、21番、成田俊英委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日4月28日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部局長補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
初めに、報告第73号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の4ページにございます、報告第73号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書5ページ、6ページの表の1番は、資料が7ページから60ページにございます。

市街化区域内の[]、他38筆、公簿地目が畑になっております合計[][㎡]の土地について、所有者の[]氏より現況証明願があり、3月14日、事務局職員4名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況はいずれも公衆用道路でしたので、3月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第73号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第74号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

阿部局長補佐

それでは、議案書61ページ目の報告第74号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書62ページ目の表の1番ですが、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■■■■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農地を相続人■■■■氏が平成28年11月1日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年4月10日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第74号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に報告第75号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局

阿部局長補佐

それでは議案書63ページにございます、報告第75号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で1件の申請がありました。

議案書64ページの別表の1番は、■■■■■■■■■■の■■■■氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年3月27日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業経営証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第75号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第101号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の65ページにございます、議案第101号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、阿寒地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書66ページにございます表の1番ですが、資料は67ページ、68ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が牧場である、[]の一筆、[]
㎡の土地について、所有者であります、[]氏から現況証明願がございました。

4月19日、阿寒地区の農業委員7名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の稲場委員から報告をお願いします。

委員
稲場委員

調査報告します。

現況証明願のありました、[]は、公募地目が[]、農振白地となっております。

平成29年4月19日、阿寒地区農業委員7名、事務局4名で現地調査を行いました結果、現況は[]で、利用状況は[]であることを確認致しました。

以上、現地調査結果を報告致しますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは、議案第101号「現況証明願」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第101号「現況証明願」の1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、原案のとおり決定致します。
議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します、事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書69ページ目でございます、議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、阿寒地区で8件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書70ページの表の1番は、資料が議案書の73ページ、74ページにございますが、 氏が所有する、 、の一筆、 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書70ページの表の2番は、資料が議案書73ページ、75ページにございますが、 氏が所有する、 、他7筆、合計 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書71ページの表の3番は、資料が議案書73ページ、76ページにございますが、 氏が所有する、 、他6筆、合計 m²の農地について 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書71ページの表の4番は、資料が議案書73ページ、77ページにございますが、 氏が所有する、 、他1筆、合計 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書71ページの表の5番は、資料が議案書78ページから81ページにございますが、 氏が所有する、 、他7筆、合計 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書72ページの表の6番は、資料が議案書78ページ、82ページにございますが、 氏が所有する、 、他4筆、合計 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書72ページの表の7番は、資料が議案書78ページ、83ページにございますが、 氏が所有する、 、他4筆、合計 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

次に、議案書72ページの表の8番は、資料が議案書84ページ、85ページにございますが、 氏が所有する、 、他1筆、合計 m²の農地について、 氏に、年間 円で賃貸借するものです。

以上、8件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長
委員
稲場委員

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番について、調査委員長の稲場委員に報告を求めます。

調査報告致します。

1番、2番、3番、4番、5番につきましては、平成29年4月19日、阿寒地区農業委員6名及び事務局4名により調査及び協議を行いました。

申請の内容は、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏の所有する農地を、農業者である■■■■氏及び同氏のご子息の■■■■氏に賃貸借するものです。

これらについては、今後も適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

6番と7番は、平成29年4月19日、阿寒地区農業委員7名及び事務局4名により調査及び協議を行いました。

申請の内容は、■■■■氏、■■■■氏の所有する農地を、農業者である■■■■氏に賃貸借するものです。

これらについては、今後も適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

8番は、平成29年4月19日、阿寒地区農業委員7名及び事務局4名により調査及び協議を行いました。

申請の内容は、■■■■氏の所有する農地を、農業者である■■■■氏に賃貸借するものです。

この案件につきましても、今後も適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

それでは、審議を致しますが、1番から5番は、■■■■委員と親族に関する案件で、議事参与の制限がございますので、まず、1番から5番を審議した後、6番から8番を審議することと致しますので、■■■■委員は退室して下さい。

(■■■■委員退室)

議長
野村会長
委員
委員一同

それでは、1番から5番について一括審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から5番について
原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から5番については原案の通り決定致します。

委員は入室して下さい。

(委員入室)

議長
野村会長

1番から5番は、原案どおり決定致しました。
次に、6番から8番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番から8番について
原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番から8番については原案の通り決定致します。

それでは次に、議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の86ページでございます、議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、鉏路地区で1件、阿寒地区で9件の計画がございます。

議案書87ページの表の1番ですが、資料は90ページ、91ページでございます。

氏が所有する、他1筆、合計㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の氏との間で年間円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書87ページの表の2番ですが、資料は92ページ、93ページでございます。

氏が所有する、他1筆、合計㎡の農

地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] 氏との間で年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書87ページの表の3番ですが、資料は92ページ、94ページから98ページにございます。

[] 氏が所有する、[]、他17筆、合計 [] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に議案書88ページの表の4番ですが、資料は99ページ、100ページにございます。

[] 氏が所有する、[]、他3筆、合計 [] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書88ページの表の5番ですが、資料は99ページ、101ページから109ページにございます。

[] 氏が所有する、[]、他18筆、合計 [] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書88ページの表の6番ですが、資料は110ページ、111ページにございます。

[] 氏が所有する、[]、他6筆、合計 [] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書88ページの表の7番ですが、資料は110ページ、112ページ、113ページにございます。

[] 氏が所有する、[]、他3筆、合計 [] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書89ページの表の8番ですが、資料は114ページ、115ページにございます。

[] 氏が所有する、[] の一筆、[] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に議案書89ページの表の9番ですが、資料は114ページ、116ページ、117ページにございます。

[] 氏が所有する、[]、他7筆、合計 [] m²の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の [] と [] との間で年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書89ページの表の10番ですが、資料は114ページ、118ページ

にございます。

氏が所有する、の一筆、㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体のとの間で年間円、期間は10年間で賃貸借を行うものでございます。

以上10件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたくよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議しますが、2番と10番については委員本人に関する案件ですので議事参与の制限にあたります。

また3番～9番は、構成員であります、委員が議事参与の制限にあたります。

さらに、1番～10番の全案件について、農地利用集積円滑化団体のの役員および理事であります、委員、委員、委員が議事参与の制限にあたります。

そこで、審議は3番から9番を一括審議した後、残りの1番、2番、10番を一括審議することと致します。

それでは、議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から9番を一括審議致します。

委員、委員、委員、委員は退室して下さい。

(委員、委員、委員、委員退室)

議長
野村会長

3番から9番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から9番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から9番については原案のとおり決定致します。

委員は入室して下さい。

(委員入室)

議長
野村会長

3番から9番は、原案のとおり決定致しました。
次に、1番、2番、10番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同
議長
野村会長

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、2番、10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第103号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、2番、10番については原案のとおり決定致します。

■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員は入室して下さい。

(■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員入室)

1番から10番は、原案のとおり決定致しました。

それでは次に、協議事項「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
大西事務局長

議案書119ページをご覧下さい。

当委員会の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について」であります。本案件は平成22年12月22日農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」にある具体的な取り組みとして、農業委員会活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度3月末までに作成し、30日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取し、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、5月末までにホームページに公表することとなります。

こうしたことから、事務局として検討致しました原案を議案書の120ページから130ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局より提案のありました「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」については原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年4月28日

議長 野村 照、明

署名委員 齋 場 洋 二

署名委員 成 田 俊 英

